

総合的な交通のあり方検討に関する有識者懇話会 設置要綱

(名称)

第1条 本会は、「総合的な交通のあり方検討に関する有識者懇話会」（以下「懇話会」という。）と称する。

(目的)

第2条 懇話会は、大阪府内における今後の交通の取組の方向性について、長期的な視点で検討するため、外部有識者等と意見交換、懇談等を行うことを目的とする。

(設置期間)

第3条 設置期間は、施行日から令和5年3月31日までとする。

(構成員)

第4条 構成員は、交通政策の長期的な取組の方向性を検討する上で必要な、交通・経済・物流・環境・福祉のまちづくり等に関して専門技術的な助言ができる有識者（別紙のとおり）とする。

なお、有識者への謝礼の額は、日額9,800円とし、費用弁償の額は、職員の旅費に関する条例（昭和40年大阪府条例第37号）による指定職等の職務にある者以外の者の額相当額とする。

(運営方法)

第5条 懇話会の事務局は大阪府都市整備部交通戦略室に置くこととし、事務局が会の招集、開催、運営を行い、事務局が提示する資料等の内容について、構成員の意見を聴取するものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、懇話会実施に関し必要な事項は、別途構成員と協議し決定する。

附則 この要綱は令和4年6月30日から施行する。

附則 この要綱の一部改正は令和4年7月1日から施行する。

別紙（有識者）

【学識経験者】

氏名	役職等
石塚 裕子	大阪大学大学院人間科学研究科附属未来共創センター講師
長谷川 路子	追手門学院大学経済学部講師
水谷 淳	神戸大学海事科学部准教授
山田 忠史	京都大学経営管理大学院教授 (京都大学大学院工学研究科教授 併任)

(五十音順)

【行政関係者】

氏名	役職等
大塚 賢太	国土交通省近畿地方整備局建政部都市整備課長
酒井 大斗	国土交通省近畿運輸局交通政策部交通企画課長

(五十音順)

総合的な交通のあり方検討に関する有識者懇話会設置要綱 新旧対照表

改正前	改正後	備 考																																
<p>要綱本文</p> <p>(省 略)</p> <p>附則 この要綱は令和4年6月30日から施行する。</p> <p>別 紙 (有識者)</p> <p>【学識経験者】</p> <table border="1" data-bbox="129 715 893 1034"> <thead> <tr> <th>氏 名</th> <th>役職等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石塚 裕子</td> <td>大阪大学大学院人間科学研究科付属未来共創センター講師</td> </tr> <tr> <td>長谷川 路子</td> <td>追手門学院大学経済学部講師</td> </tr> <tr> <td>水谷 淳</td> <td>神戸大学海事科学部准教授</td> </tr> <tr> <td>山田 忠史</td> <td>京都大学経営管理大学院教授 (京都大学大学院工学研究科教授 併任)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(五十音順)</p> <p>【行政関係者】</p> <table border="1" data-bbox="129 1129 893 1297"> <thead> <tr> <th>氏 名</th> <th>役職等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大塚 賢太</td> <td>国土交通省近畿地方整備局建政部都市整備課長</td> </tr> <tr> <td><u>片田 一真</u></td> <td>国土交通省近畿運輸局交通政策部交通企画課長</td> </tr> </tbody> </table> <p>(五十音順)</p>	氏 名	役職等	石塚 裕子	大阪大学大学院人間科学研究科付属未来共創センター講師	長谷川 路子	追手門学院大学経済学部講師	水谷 淳	神戸大学海事科学部准教授	山田 忠史	京都大学経営管理大学院教授 (京都大学大学院工学研究科教授 併任)	氏 名	役職等	大塚 賢太	国土交通省近畿地方整備局建政部都市整備課長	<u>片田 一真</u>	国土交通省近畿運輸局交通政策部交通企画課長	<p>要綱本文</p> <p>(省 略)</p> <p>附則 この要綱は令和4年6月30日から施行する。</p> <p><u>附則 この要綱の一部改正は令和4年7月1日から施行する。</u></p> <p>別 紙 (有識者)</p> <p>【学識経験者】</p> <table border="1" data-bbox="987 715 1751 1034"> <thead> <tr> <th>氏 名</th> <th>役職等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石塚 裕子</td> <td>大阪大学大学院人間科学研究科付属未来共創センター講師</td> </tr> <tr> <td>長谷川 路子</td> <td>追手門学院大学経済学部講師</td> </tr> <tr> <td>水谷 淳</td> <td>神戸大学海事科学部准教授</td> </tr> <tr> <td>山田 忠史</td> <td>京都大学経営管理大学院教授 (京都大学大学院工学研究科教授 併任)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(五十音順)</p> <p>【行政関係者】</p> <table border="1" data-bbox="987 1129 1751 1297"> <thead> <tr> <th>氏 名</th> <th>役職等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大塚 賢太</td> <td>国土交通省近畿地方整備局建政部都市整備課長</td> </tr> <tr> <td><u>酒井 大斗</u></td> <td>国土交通省近畿運輸局交通政策部交通企画課長</td> </tr> </tbody> </table> <p>(五十音順)</p>	氏 名	役職等	石塚 裕子	大阪大学大学院人間科学研究科付属未来共創センター講師	長谷川 路子	追手門学院大学経済学部講師	水谷 淳	神戸大学海事科学部准教授	山田 忠史	京都大学経営管理大学院教授 (京都大学大学院工学研究科教授 併任)	氏 名	役職等	大塚 賢太	国土交通省近畿地方整備局建政部都市整備課長	<u>酒井 大斗</u>	国土交通省近畿運輸局交通政策部交通企画課長	<p>委員の変更に伴い修正 (令和4年7月1日付人事異動による)</p>
氏 名	役職等																																	
石塚 裕子	大阪大学大学院人間科学研究科付属未来共創センター講師																																	
長谷川 路子	追手門学院大学経済学部講師																																	
水谷 淳	神戸大学海事科学部准教授																																	
山田 忠史	京都大学経営管理大学院教授 (京都大学大学院工学研究科教授 併任)																																	
氏 名	役職等																																	
大塚 賢太	国土交通省近畿地方整備局建政部都市整備課長																																	
<u>片田 一真</u>	国土交通省近畿運輸局交通政策部交通企画課長																																	
氏 名	役職等																																	
石塚 裕子	大阪大学大学院人間科学研究科付属未来共創センター講師																																	
長谷川 路子	追手門学院大学経済学部講師																																	
水谷 淳	神戸大学海事科学部准教授																																	
山田 忠史	京都大学経営管理大学院教授 (京都大学大学院工学研究科教授 併任)																																	
氏 名	役職等																																	
大塚 賢太	国土交通省近畿地方整備局建政部都市整備課長																																	
<u>酒井 大斗</u>	国土交通省近畿運輸局交通政策部交通企画課長																																	

(参考)

総合的な交通のあり方検討に関する有識者懇話会 設置要綱

(名称)

第1条 本会は、「総合的な交通のあり方検討に関する有識者懇話会」(以下「懇話会」という。)と称する。

(目的)

第2条 懇話会は、大阪府内における今後の交通の取組の方向性について、長期的な視点で検討するため、外部有識者等と意見交換、懇談等を行うことを目的とする。

(設置期間)

第3条 設置期間は、施行日から令和5年3月31日までとする。

(構成員)

第4条 構成員は、交通政策の長期的な取組の方向性を検討する上で必要な、交通・経済・物流・環境・福祉のまちづくり等に関して専門技術的な助言ができる有識者(別紙のとおり)とする。

なお、有識者への謝礼の額は、日額9,800円とし、費用弁償の額は、職員の旅費に関する条例(昭和40年大阪府条例第37号)による指定職等の職務にある者以外の者の額相当額とする。

(運営方法)

第5条 懇話会の事務局は大阪府都市整備部交通戦略室に置くこととし、事務局が会の招集、開催、運営を行い、事務局が提示する資料等の内容について、構成員の意見を聴取するものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、懇話会実施に関し必要な事項は、別途構成員と協議し決定する。

附則 この要綱は令和4年6月30日から施行する。

別紙（有識者）

【学識経験者】

氏名	役職等
石塚 裕子	大阪大学大学院人間科学研究科附属未来共創センター講師
長谷川 路子	追手門学院大学経済学部講師
水谷 淳	神戸大学海事科学部准教授
山田 忠史	京都大学経営管理大学院教授 (京都大学大学院工学研究科教授 併任)

(五十音順)

【行政関係者】

氏名	役職等
大塚 賢太	国土交通省近畿地方整備局建政部都市整備課長
片田 一真	国土交通省近畿運輸局交通政策部交通企画課長

(五十音順)